

令和4年11月市議会 総務委員会資料

第171号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

<目次>

- 1 条例改正の概要 P3～P5ページ
- 2 条例の新旧対照表 P6～P12ページ

総 務 部

令和4年11月

一般職の職員の給与に関する条例等の改正の概要

1 改正の趣旨

令和4年人事院勧告に基づき国家公務員の給与等が改定されたことに伴い、本市の一般職の職員等に関しても同様に改定しようとするもの。

2 改正する条例

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例
- (2) 市長及び副市長の給与に関する条例
- (3) 教育長の給与等に関する条例
- (4) 非常勤の職員の報酬等に関する条例
- (5) 長崎市監査委員条例
- (6) 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例
- (7) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

3 給与改定の内容

(1) 給与表の改定

行政職給料表、医療職給料表((1)、(2)、(3))及び特定任期付職員に適用する給料表について、議案記載のとおり改定する。(行政職給料表平均改定率 0.3%)

(2) 期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定

ア 一般職の職員

区 分		6 月 期			12 月 期			年間合計		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
4年度	改定前	1.20	0.95	2.15	1.20	0.95	2.150	2.40	1.90	4.30
	改定後	1.20	0.95	2.15	1.20	1.05 (+0.10)	2.25 (+0.10)	2.40	2.00 (+0.10)	4.40 (+0.10)
5年度		1.20	1.00 (+0.05)	2.20 (+0.05)	1.20	1.00 (▲0.05)	2.20 (▲0.05)	2.40	2.00	4.40

イ 再任用職員

区 分		6 月 期			12 月 期			年間合計		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
4年度	改定前	0.675	0.450	1.125	0.675	0.450	1.125	1.350	0.900	2.250
	改定後	0.675	0.450	1.125	0.675	0.500 (+0.050)	1.175 (+0.050)	1.350	0.950 (+0.050)	2.300 (+0.050)
5年度		0.675	0.475 (+0.025)	1.150 (+0.025)	0.675	0.475 (▲0.025)	1.150 (▲0.025)	1.350	0.950	2.300

ウ 特定任期付職員

区 分		6 月期 (期末手当)	12 月期 (期末手当)	年間合計
4 年度	改定前	1. 625	1. 625	3. 250
	改定後	1. 625	1. 675 (+0. 050)	3. 300 (+0. 050)
5 年度		1. 650 (+0. 025)	1. 650 (▲0. 025)	3. 300

エ 市長、副市長

区 分		6 月期 (期末手当)	12 月期 (期末手当)	年間合計
4 年度	改定前	1. 625	1. 625	3. 250
	改定後	1. 625	1. 675 (+0. 050)	3. 300 (+0. 050)
5 年度		1. 650 (+0. 025)	1. 650 (▲0. 025)	3. 300

オ 議員

区 分		6 月期 (期末手当)	12 月期 (期末手当)	年間合計
4 年度	改定前	1. 625	1. 625	3. 250
	改定後	1. 625	1. 675 (+0. 050)	3. 300 (+0. 050)
5 年度		1. 650 (+0. 025)	1. 650 (▲0. 025)	3. 300

カ 教育長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者

区 分		6 月期 (期末手当)	12 月期 (期末手当)	年間合計
4 年度	改定前	2. 125	2. 125	4. 250
	改定後	2. 125	2. 225 (+0. 100)	4. 350 (+0. 100)
5 年度		2. 175 (+0. 050)	2. 175 (▲0. 050)	4. 350

4 給与改定に伴う所要額

項目 \ 会計	一 般	特 別	企 業	合 計
所 要 額	177, 615千円	1, 444 千円	18, 936 千円	197, 995千円

5 施行日等

- (1) 給料表、令和4年度に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定
令和4年4月1日適用
- (2) 令和5年度に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定
令和5年4月1日施行

《参 考》

基準内給与月額の改定状況（令和4年4月1日：行政職給料表 平均年齢41歳01月）

項目 \ 区分	改定前 (A)	改定後	改定額 (B)	改定率 (B/A×100)
給 料	313,193円	314,149円	956円	0.31%
諸 手 当	24,952円	24,952円	—	—
はねかえり	10,132円	10,162円	30円	0.30%
計	348,277円	349,263円	986円	0.28%

※1 「基準内給与」とは、民間給与との比較対象となるもので、時間外勤務手当等を除いた毎月決まって支給される給与をいう。

※2 「はねかえり」とは、地域手当等のように、給料等の一定割合で手当額が定められているため、給料等の改定に伴い手当額が変動するものをいう。

※3 令和4年4月1日新規採用職員及び再任用職員は含まない。

一般職の職員の給与に関する条例等の新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">【第1条関係】</p> <p>○一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1(第4条関係) 略</p> <p>別表第2(第4条関係) 略</p> <p>別表第3(第4条関係) 略</p>	<p style="text-align: center;">改 正 案</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第1(第4条関係) 略</p> <p>別表第2(第4条関係) 略</p> <p>別表第3(第4条関係) 略</p>
<p style="text-align: center;">【第2条関係】</p> <p>○一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計</p>

現 行	改 正 案
<p>額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
【第3条関係】	
○市長及び副市長の給与に関する条例	
(昭和26年長崎市条例第114号)	
(期末手当)	
<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>
【第4条関係】	
○市長及び副市長の給与に関する条例	
(昭和26年長崎市条例第114号)	
(期末手当)	
<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>	<p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>

現 行	改 正 案
<p style="text-align: right;">【第5条関係】</p> <p>○教育長の給与等に関する条例 (昭和28年長崎市条例第28号)</p> <p>(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の162.5」とあるのは「100分の212.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7 略</p>	<p>(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の162.5」とあるのは「100分の212.5」と、「100分の167.5」とあるのは「100分の222.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7 略</p>
<p style="text-align: right;">【第6条関係】</p> <p>○教育長の給与等に関する条例 (昭和28年長崎市条例第28号)</p> <p>(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の162.5」とあるのは「100分の212.5」と、「100分の167.5」とあるのは「100分の222.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7 略</p>	<p>(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の165」とあるのは「100分の217.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7 略</p>
<p style="text-align: right;">【第7条関係】</p> <p>○非常勤の職員の報酬等に関する条例 (昭和31年長崎市条例第24号)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の16</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支</p>

現 行	改 正 案
<p>2.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">【第8条関係】</p> <p>○非常勤の職員の報酬等に関する条例 (昭和31年長崎市条例第24号)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p><u>給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">【第8条関係】</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額<u>に100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>
<p style="text-align: center;">【第9条関係】</p> <p>○長崎市監査委員条例 (昭和39年長崎市条例第8号)</p> <p>(給料等の支給)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の162.5」とあるのは「100分の212.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>6～8 略</p>	<p style="text-align: center;">【第9条関係】</p> <p>(給料等の支給)</p> <p>第9条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の162.5」とあるのは「100分の212.5」と、<u>「100分の167.5」とあるのは「100分の222.5」と</u>、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>6～8 略</p>

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">【第10条関係】</p> <p>○長崎市監査委員条例 (昭和39年長崎市条例第8号)</p> <p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第9条 略 2～4 略</p> <p>5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の162.5</u>」とあるのは「<u>100分の212.5</u>」と、「<u>100分の167.5</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>6～8 略</p>	<p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第9条 略 2～4 略</p> <p>5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の165</u>」とあるのは「<u>100分の217.5</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>6～8 略</p>
<p style="text-align: center;">【第11条関係】</p> <p>○長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例 (昭和41年長崎市条例第39号)</p> <p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第2条 略 2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の162.5」とあるのは「100分の212.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7 略</p>	<p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第2条 略 2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の162.5」とあるのは「100分の212.5」と、「<u>100分の167.5</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7 略</p>
<p style="text-align: center;">【第12条関係】</p> <p>○長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例 (昭和41年長崎市条例第39号)</p> <p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第2条 略 2～3 略</p>	<p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第2条 略 2～3 略</p>

現 行

4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の162.5」とあるのは「100分の212.5」と、「100分の167.5」とあるのは「100分の222.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。

5～7 略

【第13条関係】

○一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(平成21年長崎市条例第39号)

(給与に関する特例)

第7条 略

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)

第9条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年長崎市条例第39号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員(市長が定めるものに限る。)」と、

改 正 案

4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「100分の165」とあるのは「100分の217.5」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。

5～7 略

(給与に関する特例)

第7条 略

号給	給料月額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)

第9条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年長崎市条例第39号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員(市長が定めるものに限る。)」と、

現 行	改 正 案
<p>給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">【第14条関係】</p> <p>○一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成21年長崎市条例第39号)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年長崎市条例第39号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員(市長が定めるものに限る。)」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「100分の120」とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「100分の120」とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年長崎市条例第39号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員(市長が定めるものに限る。)」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 略</p>